
放送人権委員会決定 第70号
「情報公開請求に基づく報道に対する申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「情報公開請求に基づく報道に対する申立て」に関する 委員会決定 — 見 解 —

申立人 秋田県在住 男性大学教員
被申立人 日本放送協会（NHK）

苦情の対象となった番組

『ニュースこまち845』（秋田放送局ローカルニュース）

放送日 2019年1月21日（月）

放送時間 午後8時45分～9時00分のうち午後8時46分～8時51分

【決定の概要】	2ページ
本決定の構成	
I 事案の内容と経緯	4ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	4ページ
2. 本件放送の内容	4ページ
3. 論点	5ページ
II 委員会の判断	6ページ
1. 検討の対象	6ページ
2. 名誉毀損についての判断	6ページ
(1) 本件放送は何を伝えたか	
(2) 申立人を特定できたか	
(3) 「新しい情報」の評価	
(4) 名誉毀損についての結論	
3. 放送倫理上の問題について	8ページ
III 結論	9ページ
IV 放送概要	10ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	12ページ
VI 申立ての経緯と審理経過	14ページ

【決定の概要】

NHK秋田放送局は2019年1月21日午後8時45分から秋田ローカルのニュース『ニュースこまち845』で、秋田県内の国公立大学で過去5年間に行われた教員によるセクシャルハラスメントやアカデミックハラスメントなどによる処分に関して、情報公開請求を通じて得た情報をもとにしたニュース（以下、「本件放送」という）を放送した。

申立人は、2016年9月、学生へのアカデミックハラスメントを認定され、大学当局から訓告を受けている。本件放送は、同じ大学でのセクハラ事例の後、「さらに別の男性教員（申立人を指す）は、複数の学生に侮辱的な発言をしたことなどがアカデミックハラスメントと認定され、平成28年9月に訓告の処分を受けています」と報じた。このナレーションと重なるかたちで、大学構内を歩く学生の映像や「A大学（本件放送では実名）の男性教員 アカデミックハラスメントと認定」というテロップと、NHKが得た文書中の「学生への侮辱的な発言、威圧的な行動」、「小中学生でもできる」という文言を接写して拡大したものが画面に表示された。

申立人は本件放送について「事実と異なる内容」と主張し、ハラスメントを認定した大学当局の措置の不当性を強く主張しているが、事実認定の当否は別にして、申立人が大学当局からハラスメントを理由に訓告措置を受けたこと自体は、申立人も認めている争いのない事実である。

申立人に対する訓告措置は教授会で報告されたほか、匿名で大学内のイントラネットで教職員・学生に告知された。申立人の研究室の所属学生の1年間募集停止の措置を伴っていたこともあって、対象者が申立人であることは大学教職員だけでなく当時当該学部在籍していた学生の多くに知られることになったと考えられる。しかし、それは訓告措置が公表された結果であって、本件放送に起因するものではない。

本件放送の内容は、不祥事ゆえに所属大学から不利益措置を受けたことを意味するから、放送された「男性教員」が特定できるとすれば、その者の社会的評価を低下させる。しかし、本件放送には、大学名と男性教員であるということ以外、申立人に関する個人情報に含まれていない。当時、申立人が訓告措置を受けたことを知っていた大学関係者・学生を超えて、本件放送を見た不特定多数の一般視聴者が「男性教員」を申立人と特定する可能性は考えられない。したがって、申立人に対する名誉毀損は成立しない。

ただし、本件放送中に申立人の社会的評価をさらに低下させる新しい情報があったとすれば、名誉毀損が成立する可能性がある。本件放送では、「小中学生でもできる」という訓告措置を学内に伝えた文書中にはなかった表現がある。しかし、「小中学生でもできる」という表現は、威圧的な言動の具体例としてとりわけ新たに申立人の社会

的評価を低下させるものとは考えられない。したがって、この点でも申立人に対する名誉毀損は成立しない。

本件放送は、前述のように情報公開請求を通じて得た情報をもとにニュースとして伝えたものである。国民の知る権利に応える観点から、報道機関はこうした制度を積極的に活用すべきだろう。もっとも情報公開請求によって得た情報とはいえ、その内容をそのまま報道するだけであれば、発表報道とさして変わらない場合もある。報道することの公共的な価値の判断に加えて、疑問点を質すなど事実の吟味も必要である。

本件放送について言えば、NHKの担当記者は訓告措置に変更がないかどうかなどの追加取材を、メールや電話で大学当局に数回にわたって行っている。放送倫理に求められる事実の正確性と真実に迫る努力などの観点に照らして、本件放送に放送倫理上の問題はないと、委員会は判断する。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

対象となったのは、秋田県内で放送された2019年1月21日夜の『ニュースこまち845』。情報公開請求などによって明らかになった過去5年間の県内の国公立大学における教員のハラスメントによる処分に関するニュースを伝えた。県内の大学で起きた3年前の事案について、匿名で「男性教員は、複数の学生に侮辱的な発言をしたことなどがアカデミックハラスメントと認定され、訓告の処分を受けた」とのナレーションに、開示された文書にある「学生への侮辱的発言、威圧的な行動」と「小中学生でもできる」という文言を接写した映像を使って報じた。

この放送に対して男性教員が、氏名は発表されていないが、関係者にはすぐに自分だと判断される内容だ、とした上で、「私が複数の学生に対して『小中学生でもできる』などといった侮辱が理由で処分されたと報道された。不正確な情報をあたかも実際に起きたかのように、間違った報道をされた」と主張し、「誤った情報が周知され、大学で正常に勤務できない状況が作られた」として、NHKに対して謝罪を求めてBPO放送人権委員会に申立てを行った。

これに対してNHKは、「情報公開請求で開示された内容を、各大学で改めて取材を行い、内容に誤りや変更がないことを確認した上で概要を説明した」と反論したうえで、「処分をされた教員は、いずれも匿名で、役職や年齢に触れていないなど、個人が特定できないよう、十分配慮している」と説明した。

第269回委員会で、本件申立ては運営規則第5条に照らして審理要件を満たしているとして、審理入りすることを決めた。

2. 本件放送の内容

本件放送は、秋田県内ニュースとして放送された15分間の『ニュースこまち845』で、2番目の項目として伝えられた。

本件放送は、スタジオでキャスターが「県内3つの国公立大学で去年8月までのおよそ5年間にあわせて5人の教員が、学生や別の教員などにセクハラやパワハラなどを行ったと認定され、処分されていたことがわかりました」とリード部分を読み上げることから始まる。続けて、「これは、NHKが行った情報公開請求などで明らかになったものです。それによりますと、県内4つの国公立大学のうち、D大学（本件放送では実名）はハラスメントに関わる苦情や被害はないとしています。ほかの3つの大学では、あわせて5人の教員が、学生や別の教員などにセクハラやパワハラなどを

行ったと認定され、処分されていたことがわかりました」と概要を説明した。その後、3つの大学について、それぞれの事案が説明された。一番目に申立人の所属する大学について、「A大学（本件放送では実名）では、男性教員が同僚の女性教員に抱きついたことから男性教員を避けていたにもかかわらず声をかけ続けたりしたことなどがセクハラと認定され、おとし8月戒告の処分を受けました」と申立人ではないケースが紹介された。その次に「さらに別の男性教員は、複数の学生に侮辱的な発言をしたことなどがアカデミックハラスメントと認定され、平成28年9月に訓告の処分を受けています」とのナレーションと共に、映像はA大学構内のイメージカットをベースに「学生への侮辱的な発言、威圧的な行動」「小中学生でもできる」との文書の接写を放送した。

この項目全体では、他の2つの国公立大学（いずれも放送では実名）の案件や識者のコメントも含めて4分25秒だった。そのうち、A大学の案件全体が56秒で、申立人に関する部分は15秒だった。

3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

○本件放送が伝えた内容は、申立人の名誉を毀損するか。

本件放送は申立人を特定するものだったか。

本件放送に公共性・公益目的はあるか。

本件放送に真実性・真実相当性は認められるか。

○申立人の人権侵害の有無に係って、本件放送に放送倫理上の問題はあるか。

II 委員会の判断

1. 検討の対象

申立人は、大学教員であり、学生に対するハラスメント行為をしたと大学当局から認定され、訓告の措置を受けたと本件放送が匿名で伝えた者である。

申立人は、大学当局の訓告措置の不当性を強く主張している。しかし、言うまでもなく委員会は大学当局のハラスメント認定が事実に基づいていたか否かを判断する立場にない。委員会は本件放送が申立人の名誉を毀損するものであったかどうか、それに係って本件放送に放送倫理上の問題があったかどうかを検討する。

この点に関する申立人の主張の要点は、本件放送は事実とは異なる内容を報道したもので名誉毀損に当たり、その結果、大学の教員としての信頼性を疑われ、訓告措置を知らなかった学生にまで誤った情報が伝わったことで正常な勤務ができなくなり、教育・研究指導が困難な状況におかれているというものである。以下、申立人の主張する名誉毀損の存否について検討する。

2. 名誉毀損についての判断

(1) 本件放送は何を伝えたか

本件放送は、情報公開請求を通じて得た情報をもとに秋田県内の3つの国公立大学において過去5年間に学生や教員に対するハラスメント行為によって5人の教員が処分されたことを伝えた。申立人に直接係る部分は、以下のとおりである。

申立人が所属する大学の別の教員のセクハラにふれた後、次のようなナレーションが流れる。

さらに別の男性教員は、複数の学生に侮辱的な発言をしたことなどがアカデミックハラスメントと認定され、平成28年9月に訓告の処分を受けています。

このナレーションに重なるかたちで、大学キャンパスを学生が歩いているイメージ映像と「A大学(本件放送では実名)の男性教員 アカデミックハラスメントと認定」というテロップとNHKが情報公開請求で得た文書中の「学生への侮辱的な発言、威圧的な行動」、「小中学生でもできる」という文言を接写して拡大したものが画面に表示される。

この後、「A大学では、教育機関として誠に遺憾で、対策の強化を図って参りますなどとコメントしています」というナレーションや専門家の談話が続くが、申立人に直

接係る放送内容は前記の部分だけである。

なお、申立人は本件放送について「事実と異なる内容」と主張しているが、事実認定の当否は別にして、ハラスメントが認定され、申立人が大学当局から訓告措置を受けたこと自体は、申立人も認めている争いのない事実である。この放送内容は、不祥事ゆえに所属大学から不利益措置を受けたことを意味するから、放送された「男性教員」が特定できるとすれば、その者の社会的評価を低下させる。

(2) 申立人を特定できたか

2016年9月の大学当局の申立人に対する訓告措置は教授会で報告されたほか、対象者を匿名にして学内メールや学内イントラネットを通じて教職員と学生に伝えられた。一部は匿名だったとはいえ、申立人の研究室配属学生の新規募集の1年間停止の措置などを伴っていたこともあって、対象者が申立人であることは大学教職員だけでなく当時当該学部在籍していた学生の多くに知られることになったと考えられる。また、他学部の学生や当時当該学部在籍していなかった学生らの中にも、訓告措置が公表された段階、あるいはそれ以後において、口頭のうわさやSNSなどを通じて訓告措置の対象者が申立人であると知った人たちが少なからずいたことも想像できる。したがって、申立人に対する訓告措置の公表によって申立人の名誉毀損につながる社会的評価は一定程度低下したことは否めない。しかし、申立人に対する訓告措置を知る人々の広がりや考慮したとしても、申立人の社会的評価の低下は、あくまでも訓告措置が公表された結果であって、本件放送に起因するものではない。

問題は、本件放送が訓告措置の対象者が申立人であることを特定するものであったかどうかである。

大学名と男性教員であるということ以外、本件放送には申立人に関する個人情報は含まれていない。男性教員の所属する学部・学科にも言及していない。前述のように、ナレーションとともに大学キャンパスを学生が歩いているイメージ映像が流れるが、男性教員が所属する学部はこの映像中のキャンパスにはない。こうした点を総合的に考えると、本件放送によって広く不特定多数の一般視聴者が、男性教員を申立人であると特定する可能性はないと考えられる。

むろん、2016年9月における申立人に対する訓告措置があったことを覚えている人には、申立人であることが特定できた可能性はある。あるいは、漠然とした記憶しかなかった人に対して、「やはり、そうだったのか」というかたちで、申立人の訓告措置を想起させることになったかもしれない。しかし、申立人を特定できたであろうそれらの視聴者は、もともと訓告措置を知っていたのであるから、本件放送により申立人の社会的評価を低下させる新たな情報に接したといった事情でもなければ、本件放送により名誉毀損が成立することはない。

(3) 「新しい情報」の評価

週刊誌による名誉毀損・プライバシー侵害が問題となった事案であるいわゆる木曾川・長良川事件において、最高裁判所は、「これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、被上告人についてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性」を指摘し、そのことによる名誉毀損・プライバシー侵害を認める考え方を示している（最高裁2003年3月14日第二小法廷判決）。当委員会も同様の観点から、本件放送中に申立人の社会的評価をさらに低下させる新しい情報があったとすれば名誉毀損が成立する可能性があると考えます。以下、この点を検討する。

本件放送では、NHKが情報公開で得た文書から接写して拡大した「学生への侮辱的発言、威圧的な行動」、「小中学生でもできる」という2つの文言が画面に明示される。しかし、訓告措置を学内に伝えた文書中に「威圧的な言動など学生に対するハラスメント行為の事実が認められました」という文言がすでにあつたのであり、1つ目の文言を新しい情報と言うことはできない。次に、「小中学生でもできる」という2つ目の文言は訓告措置を学内に伝えた文書中にはなかつた表現である。しかし、すでにわかっていた「威圧的な言動」という情報は、何らかの具体的な言葉か行動を必然的に伴う。この点、「小中学生でもできる」という表現は、是認できる表現ではないものの、そのような言動の具体例としてとりわけ新たに申立人の社会的評価を低下させるものとは考えられない。

(4) 名誉毀損についての結論

以上の検討から、本件放送は申立人に対する社会的評価を新たに低下させるものではなく、名誉毀損に当たらないと委員会は判断する。

3. 放送倫理上の問題について

申立人は、本件放送について「報道が正確性を欠いたことにより、(中略)さらに深刻な状態を招いている」、「申立人等の名誉毀損及び精神的苦痛を及ぼした」として、「重大な放送倫理違反があつた」と主張している。本件放送は、情報公開請求を通じて得た情報をもとに追加取材をして放送したものである。国レベルにおける情報公開制度は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(2001年4月1日施行)と「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(2002年10月1日施行)に基づいてスタートした。国民に対して開かれた行政をめざす観点から、行政機関だけでなく独立行政法人などが保有する文書についての開示請求権等を定めている。近年、報道機関の多くもこの制度を使って情報を得て、ニュース報道につなげる試みを行っている。国民の知る権利に応える観点から、こうした制度は積極的に活用すべき

だろう。

NHKの記者は、秋田県内のある大学がセクシャルハラスメントで准教授を懲戒免職にしたという事例を当該大学のホームページで知り、本件放送に至る取材を始めたという。

情報公開請求によって得た情報とはいえ、その内容をそのまま報道するだけであれば、発表報道とさして変わらない場合もある。知り得た情報について、報道することの公共的な価値の判断に加えて、疑問点を質すなど事実の吟味も必要である。

本件放送について言えば、NHKの記者は、申立人に対する訓告措置に変更がないかなどの基本的な事実関係の確認や新たな情報を求めるため、メールや電話で大学当局に数回にわたって追加取材を行っている。放送倫理に求められる事実の正確性・真実に迫る努力などの観点に照らして、本件放送に放送倫理上の問題はないと、委員会は判断する。

III 結論

以上のとおり、委員会は、本件放送は申立人に対する名誉毀損に当たらず、放送倫理上の問題もないと結論する。

IV 放送概要

被申立人が提出したDVDなどによると本件放送の概要は以下のとおり。

映像	音声
(スタジオ)	(キャスター)
キャスター背後のスタジオモニターに文書接写	県内3つの国公立大学で去年8月までのおよそ5年間にあわせて5人の教員が、学生や別の教員などにセクハラやパワハラなどを行っていたと認定され、処分されていたことがわかりました。
(VTR)	(ナレーション)
公開請求の開示資料 T(テロップ):「県内の3国公立大学 計5人の教員ハラスメントで処分」 T:「県内大学のハラスメント処分 NHKの情報公開請求で明らかに」	これは、NHKが行った情報公開請求などで明らかになったものです。それによりますと、県内4つの国公立大学のうち、D大学(放送では実名)はハラスメントに関わる苦情や被害はないとしています。他の3つの大学ではあわせて5人の教員が学生や別の教員などにセクハラやパワハラなどを行ったと認定され、処分されていた事がわかりました。
A大学構内 T:「A大学の男性教員 セクハラと認定 おととし8月戒告処分」	このうちA大学(放送では実名)では、男性教員が同僚の女性教員に抱きついたことから男性教員を避けていたにもかかわらず、声をかけ続けたりしたことなどがセクハラと認定され、おととし8月戒告の処分を受けました。この女性によりますと、セクハラを受けた後、精神疾患と診断され、2か月休職した後大学を退職し、現在も治療を受けているという事です。
A大学構内 T:「A大学の男性教員 アカデミックハラスメントと認定 複数の学生に侮辱的な発言 平成28年9月に訓告処分」 文書接写:「学生への侮辱的な発言、威圧的な行動」 文書接写:「小中学生でもできる」	さらに別の男性教員は、複数の学生に侮辱的な発言をしたことなどがアカデミックハラスメントと認定され、平成28年9月に訓告の処分を受けています。
A大学外観	A大学では「教育機関として誠に遺憾で、対策の強化を図って参ります」などとコメントしています。
B大学外観	B大学(放送では実名)では、ハラスメントの苦情や相談の申立てが18件あり、このうち教員1人がセクハラと認定され懲戒処分を、別の教員1人がパワハラと認定され訓告の処分を受けました。B大学は「ハラスメント対策の教育・指導をより充実させるとともに、相談しやすい環境整備など向上に努めます」などとコメントしています。

C大学外観	C大学（放送では実名）では、教員1人がハラスメントと認定され、訓告の処分を受けました。C大学は「コメントはありません」としています。
記者 電話インタビューの様子	県内の国公立大学で明らかになったハラスメント問題。大学でハラスメントが起きる背景について専門家は。
広島大学 北仲准教授写真 教室イメージカット	「大学は教育機関ですので、普通の会社のハラスメント以上に、先生という人に対する期待とか影響力が大きいので、先生が言っているんだから正しいんじゃないかという風に、少し変だと思っても、かなり被害者の方が我慢してしまうという特徴があると思います。大学の教員のそれぞれの授業や、学生への教育の仕方っていうのは、お互いのやり方に対して口を出さないって雰囲気とかルールというのがあるので、なかなか他の人は知る事が出来ないし、口を出しにくいっていう、そういう特徴があると思います」
記者 電話	その上で、ハラスメントを防ぐための対策については。
教室イメージカット	「出来るだけ相談しやすいような工夫をする。ハラスメントは大きな問題で、大学の評判とか、いい人材を失ってしまう重大な問題なんだということを強く認識していくのが大事だと思います。今現在は各大学の自主的な努力に任せられているんですね。もう少し法律がしっかりして、国、文科省などもきちんと全部の大学が対策するように政策として進めるべきだと思います」
(スタジオ)	広島大学の北仲准教授は、大学でのハラスメントを防ぐためには、専門の相談員を配置するなどして、相談しやすい体制の充実も重要だと指摘しています。ここまで、県内の国公立大学のハラスメントの問題についてお伝えしました。

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出書面及びヒアリングによると双方の主張と答弁は以下のように要約できる。

	申立人	被申立人
	<ul style="list-style-type: none"> ◆大学教員のパワハラ事件において、事実と異なる内容が報道された。 ◆教員としての信頼性が失われ、事件を全く知らなかった学生まで、誤った情報が周知されたために大学で正常に勤務できない状況にある。 ◆今後、大学の教育・研究指導が困難な状況を放送によって作られた。 ◆報道が正確性を欠いたことにより、事態はさらに深刻な状態を招いている。 ◆申立人等の名誉毀損と精神的苦痛を及ぼしたことは重大な放送倫理違反である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆今回のニュースは、過去およそ5年間に、秋田県内の3つの国公立大学であわせて5人の教員が、ハラスメント行為を行ったと大学に認定され、処分を受けていたという客観的事実を、情報公開請求に基づく調査をもとに伝えた。 ◆全国的に教育現場でのハラスメント行為が相次いで報道される中、秋田県内の大学での実態を初めて伝えるもので、教育現場でのハラスメント防止に寄与する公共性、公益性のあるニュースである。
問題となる内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆不正確な情報をあたかも実際に起きたかのように報道され、申立人に対して何の配慮もなく、間違った報道をされた。 ◆氏名は公表されなかったが、関係者にはすぐにわかる内容で放送された。 ◆私が複数の学生に対して「小中学生でもできる」と言った侮辱が理由で処分されたと報道された。 ◆事実は、第三者による偽装作文密告と秋田県の管理物品を無断で持ち出した犯人が、私の研究室学生に対して、嘘のアカハラ行為を実施していると被害申告をしたことに始まっている。 ◆大学は詳細な調査もしないで私をアカハラ教員と断定した。処分責任者の理事は任期半ばで辞任した。 ◆「訓告」処分の取り消しは、法律的には出来ないと言われ、無実証明のために弁護士と相談の結果、「公務災害の認定」の場で争うことになった。 ◆実態のない事実公表や、公務上のいじめや研究室の解体等、様々なパワハラを受けたことにより、精神的なダメージを受け、専門医の治療を受けてい 	<ul style="list-style-type: none"> ◆秋田県内の4つの国公立大学に対して行った情報公開請求では、あわせて500ページ以上の文書が公開され、こうした開示文書や各大学への取材をもとに、ニュースでは過去およそ5年間に、秋田県内の3つの大学で、あわせて5人の教員がハラスメント行為を行ったと大学に認定され、処分を受けていたという客観的な事実を伝えた。 ◆今回のニュースの放送にあたっては、こうした公開文書の内容を精査した上、大学側にも追加の取材を重ねた結果、大学が、開示された文書に記載されたハラスメント行為を調査の上認定したこと、およびかかる認定に基づき処分を行ったこと、いずれの事実にも相違・変更がないことを確認している。 ◆放送で画面上表記した「学生への侮辱的発言、威圧的な行動」「小学生でもできる」という文言は、報告書の中で、教員によるハラスメント行為と大学が認定した内容そのもの（申立人自身も調査の中で発言自体を否定していないもの）を接写し、伝えたものである。 ◆申立人は「事件のあらまし」として、「事実は、第三者による偽装作文密告と

	<p>る。</p>	<p>秋田県の管理物品を無断で持ち出した犯人が、私の研究室学生に対して、嘘のアカハラ行為を実施していると被害申告をしたことに始まっている」などと主張しているが、開示された文書には、そのような内容は一切なく、当協会としても取材の過程で知り得る情報ではなかった。</p> <p>◆処分を受けた教員5人については、いずれも匿名で伝えている。役職や年齢についても触れていないなど、個人が特定されないよう、十分配慮している。</p>
<p>要求</p>	<p>◆このように誤った報道をされては、今後大学教員として生きていくことは出来ない。</p> <p>◆真実の公開と謝罪放送等の徹底。</p>	<p>◆「事実と異なる内容が報道された」「何の配慮もなく間違った報道をされた」といった指摘は当たらない。</p>

VI 申立ての経緯と審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2019年1月21日	NHK秋田放送局が当該ニュースを放送
1月22日	申立人、委員会に「申立書」提出
5月16日	NHK、委員会に「経緯と見解」提出
5月21日	第269回委員会で審理入り決定
6月10日	NHK、委員会に「答弁書」提出
6月18日	申立人、委員会に「反論書」提出
6月18日	第270回委員会で審理開始
7月 2日	NHK、委員会に「再答弁書」提出
7月 5日	起草準備委員会 論点整理・質問作成
7月16日	第271回委員会で審理
8月20日	第272回委員会でヒアリングおよび審理
9月10日	第1回起草委員会
9月17日	第273回委員会で審理
10月15日	第274回委員会で審理、「委員会決定案」了承
10月30日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	奥	武	則		
委員長代行	市	川	正	司	
委員長代行	曾	我	部	真	裕
委員	紙	谷	雅	子	
委員	城	戸	真	亜	子
委員	二	関	辰	郎	
委員	廣	田	智	子	
委員	松	田	美	佐	
委員	水	野	剛	也	